

総

情報 I

(ア) ~ (ウ) { 学習指導要領 (1) - 知・技 - イ
学習内容 (1) - イ 法・情報セキュリティ・情報モラル

以下、法制度に関しては、日本のものについて考えるものとする。

(ア) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第1条に関する次の文章を読み、空欄 (1) ~ (5) にあてはまるものを選択肢から選び、その番号を解答欄にマークしなさい。

「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いの態様いかんによって侵害されるおそれのある「個人の (1) 的、財産的な権利利益」（平成12年大綱）全般であり、(2) はその主要なものであるが、それに限られない。

「個人情報の (3) 」とは、社会一般から是認され得る個人情報の利用によってもたらされる利益全般である。平成27年改正により、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな (4) の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな (5) の実現に資するものであること」が個人情報の (3) の具体例として明示された。顧客サービスの充実や利便性のみならず、事業者や第三者の権利や正当な利益、社会全体の利益を含むものであり、例えば、企業経営の簡素・合理化、依頼人の権利利益、報道による社会全体の利益等が挙げられる。

（出典：園部逸夫・藤原靜雄編集『個人情報保護法の解説《第二次改訂版》』（ぎょうせい、2018年））

【(1) ~ (5) の選択肢】

- | | | | | |
|----------|----------|------------|----------|---------|
| (1) 監視社会 | (2) 稀少性 | (3) プライバシー | (4) 名誉感情 | (5) 産業 |
| (6) リスク | (7) 国民生活 | (8) 人格 | (9) 独占 | (0) 有用性 |

(イ) 特許法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄 (6) にマークしなさい。

- (1) 発明者以外の者が、特許の出願審査を請求することはできない。
- (2) 同じ内容の発明が複数の者から出願された場合、発明が創作された時期が早いことを立証した者に対して特許権が付与される。
- (3) 特許出願に添付する発明の詳細な説明は、特許庁が発明の利点を審査できる程度まで明確に記載すれば足りる。
- (4) 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。
- (5) 特許庁に出願された発明は、原則として設定登録までは公開されない。

(ウ) 著作権法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄 (7) にマークしなさい。

- (1) データベースは、構成要素となる情報の収集に多大な労力を要するものに限って著作物に該当する。
- (2) 小説を翻案して実写映像化した映画は、二次的著作物に該当する。

- (3) 歌詞を伴う楽曲では、作詞家と作曲家は原則として共同著作者となる。
- (4) 口述の内容をそのまま記したインタビュー記事の場合でも、ライターが構成に関与した場合、口述者が著作者となることはない。
- (5) 雕刻を写真撮影する行為は、著作物の複製には該当しない。

学習指導要領（1） - 知・技 - イ

学習内容（1） - イ 法・情報セキュリティ・情報モラル

（工）個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄 ⁽⁸⁾ にマークしなさい。

- (1) 5000人分以下の個人情報しか取り扱っていない者は、個人情報取扱事業者に該当しない。
- (2) 非営利の団体である町内会や同窓会は、個人情報取扱事業者には該当しない。
- (3) 個人情報取扱事業者は、本人に対して、一定期間内に回答がない場合には個人データの第三者提供に同意したものとみなす旨の電子メールを送れば、当該期間を経過した場合に、本人の同意を得たこととすることができます。
- (4) 個人情報取扱事業者は、登記簿等により公開されている個人情報を取得する場合でも、利用目的をできる限り特定する必要がある。
- (5) 個人情報取扱事業者が、当初の利用目的を「会員カード等の盗難・不正利用発覚時の連絡のため」として連絡先等の個人情報を取得していた場合、本人の同意を得なくても、利用目的を変更して「当社が提供する商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加することができる。